

指定居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて

2018年8月 南部町健康福祉課

1 特定事業所集中減算とは

2006年（平成18年）4月の介護保険制度改正において、居宅介護支援事業所の中立・公平性の確保を徹底させることを目的に創設されたものです。

指定居宅介護支援事業所において、毎年度2回、判定期間（6か月間）において作成した訪問介護等（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）のサービスが位置付けられた居宅サービス計画を対象とし、正当な理由なく同一の法人によるサービスを位置付けた割合が80%を超えた場合には、減算対象期間中の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位を所定単位数から減算して請求することとなります。

2 判定方法について

それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算する。ただし、別紙の「正当な理由」に該当する場合は、「正当な理由」があるものとして減算対象外とする。

$$\frac{\text{（当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数）}}{\text{（当該サービスを位置付けた計画数）}} \times 100$$

3 正当な理由について

別紙の「正当な理由」の判断基準を確認してください。

4 提出書類等について

【減算となる事業所】

- ・居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）

注）新たに減算の適用となった場合は、以下の届出等も併せて提出してください。

（既に減算が適用となっている場合は提出不要）

- ・介護給付費算定に係る体制等一覧表
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

【減算とならない事業所】

紹介率80%超だが、正当な理由により減算が適用されない事業所

- ・居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）
- ・理由書（様式2）の写し（正当な理由⑤又は⑥に該当する場合）

紹介率80%以下の事業所

- ・居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）

注) 判定の結果、減算の適用が終了する場合は、直ちに以下の届出等も提出してください。

- ・介護給付費算定に係る体制等一覧表
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

※正当な理由がある場合の提出書類等について

別紙「正当な理由」⑤又は⑥に該当する場合は、理由書（様式2）に必要事項を記載し提出してください。ただし、⑤の（2）に該当する場合には、以下の書類も添付してください。

＜添付書類＞

居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報を適切に提供しているかどうかを立証する資料

例：実施地域内にある居宅サービス事業所のサービス内容や利用料金が比較できる資料等
（単に事業所名・所在地・連絡先だけを記載した一覧表では不可）

【提出期限】

	判定期間	町への提出期限	減算適用期間
前期	3月～8月	9月15日	判定期間後の10月～3月
後期	9月～2月	3月15日	判定期間後の4月～9月

注) 提出期限が土日祝の場合は、期限後の直近の開庁日まで受け付けることとする。

5 その他留意事項

- ・減算の有無に関わらず、すべての居宅介護支援事業所は、「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）」を提出し、当該届出に関する書類等は、各事業所において判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存すること。
- ・通所介護と地域密着型通所介護の取扱いについては、介護保険最新情報 Vol. 553（平成28年5月30日）及び介護保険最新情報 Vol. 629（平成30年3月23日 問135）を参照すること。

「正当な理由」の判断基準

正当な理由①

居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において、各サービスの事業所数が当該判定期間の初日現在で**5事業所未満**である場合

注) 通常の事業の実施地域とは、各事業所で定める実施地域とする。

正当な理由②

特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

注) 南部町は、特別地域ではありません。

正当な理由③

判定期間の1月当たりの居宅サービス計画件数が**20件以下**であるなど事業所が小規模である場合

正当な理由④

判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり**平均10件以下**であるなど、サービスの利用が少数である場合

正当な理由⑤

※理由書(様式2)に必要事項を記載し提出

サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合(※1)などにより、特定の事業者
に集中していると認められる場合

以下の要件を満たす事業所を除外して再計算した結果、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数が80%以下であれば、減算なしとする。

※1 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合について

以下の①又は②の要件を満たしていること。

- (1) 紹介率最高法人が、青森県で実施している「介護サービス事業所認証評価制度」により、認証を取得した法人である場合
- (2) 居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報(実施地域内の事業所個々のサービス内容が比較できる資料等)を提示した上で、その情報に基づいて利用者が実施地域内の事業所についてそれぞれ比較検討し、この項目についてサービスの質が高いと評価した上で特定の事業所を選択するに至った場合

注) 理由として、「慣れたところであるから」「前から利用しているから」等は適当ではありません。当初、利用者がどのような理由でその事業所を選択したのかを理由書に記載してください。

正当な理由⑥

※理由書(様式2)に必要事項を記載し提出

その他正当な理由と南部町が認めた場合

※判断に迷う場合は、別紙「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る質問票」を活用し、当課へご相談ください。

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る質問票

南部町 健康福祉課 介護保険班 行

(F A X 0178-76-3904) (E-Mail : fukushi@town.aomori-nanbu.lg.jp)

送 信 日	年 月 日 ()	
事 業 所 名		
質 問 者 氏 名		
連 絡 先	電 話	FAX
質 問 事 項	について	
質 問 内 容		
質 問 者 の 見 解 及 び そ の 根 拠		
質 問 に 関 連 す る 法 令 ・ 通 知 等		

※回答には、1週間程度時間を要しますが、ご容赦ください。